

「熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行について（概要）

- 工事現場の安全（熱中症）対策に係る経費として、真夏日などの気候状況及び施工期間を考慮して現場管理費に補正を加える。
- 対象工事は、県土整備部発注の主たる工種が屋外作業である工事。
（機械設備工事及び営繕積算基準により発注した工事等は除く）
- 工事期間中の真夏日（日最高気温 30 度以上）の日数（不稼働日を除く）に応じて補正し、変更契約で対応する。
- 補正值(%) = 真夏日率[※] × 1.2(補正係数)
※真夏日率 = 工期期間の真夏日 ÷ 工期
- 補正費の試算例
条件：道路改良工事、請負工事費約 5 千万円
工期 250 日、真夏日 50 日
補正した結果、請負工事費で約 9 万円増。
- 平成 31(2019)年 4 月 1 日以降に当初起工した工事（令和元(2019)年 7 月 19 日時点で完成している工事を除く）から適用する。
なお、国土交通省でも平成 31(2019)年 4 月 1 日から適用している。